

兼任教員情報公開用（最近5年間の主な業績等）

2022 年

氏 名	堀江 亜以子	担当科目	知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ
学 位			
1995 年 3 月	修士（法学）		
主 な 学 歴			
年 月	事 項		
1992 年 3 月	東京都立大学大学法学部法律学科卒業		
1995 年 3 月	東京都立大学大学院社会科学研究科基礎法学専攻修士課程修了		
1995 年 4 月	東京都立大学大学院社会科学研究科基礎法学専攻博士課程入学		
1998 年 3 月	東京都立大学大学院社会科学研究科基礎法学専攻博士課程単位取得退学		
主 な 職 歴・経 歴			
年 月	事 項		
1998 年 4 月～	東京都立大学法学部助手		
2000 年 3 月			
2000 年 4 月～	福岡大学法学部講師		
2005 年 9 月			
2005 年 10 月～	福岡大学法学部准教授		
2014 年 3 月			
2014 年 4 月～	中央大学法学部准教授		
2017 年 3 月			
2017 年 4 月～	中央大学法学部教授		
最近 5 年間の主な業績等			
年 月	事 項		
2021 年	【著書】 『知的財産権訴訟の煌めき 高部眞規子裁判官退官記念論文集』（金融財政事情研究会）696 頁～714 頁（「著作権および著作者人格権の侵害に関する準拠法」）		
2017 年	『商標の法律相談Ⅰ』（青林書院）248 頁～255 頁（Q28 称呼・観念）		
	【論文】		
2018 年	「知的財産法とビジネスの種 第 7 回 ある街の小さなビストロで」ジュリスト 1517 号		
2019 年	「データベースの著作物性〔自動車データベース（翼システム）事件：中間判決〕」別冊ジュリスト・著作権判例百選〔第 6 版〕		
2019 年	「一 いわゆる真正商品の並行輸入に関し，商標が商品自体に付されているのではなく，商品の広告に付されている場合について判断した事例 二 いわゆる真正商品の並行輸入に関し，外国の商標権者とわが国の商標権者とが異なる場合の商品の品質管理可能性について判断した事例（知財高判 30・2・7）」判例時報 2395 号 174 頁		
2019 年	「リツイートによる著作者人格権侵害（知財高判平成 30・4・25）」ジュリスト臨時増刊 2019 年 4 月 10 日号（1531 号）平成 30 年度重要判例解説		
2019 年	「共有者の手足による実施〔蹄鉄事件〕」別冊ジュリスト・特許判例百選〔第 5 版〕		
2019 年	「PH5 事件および PH スノーボール事件」発明 116 巻 10 号 50 頁		

2020 年	「並行輸入(2)－品質の実質的同一性〔NEONERO 事件〕」別冊ジュリスト・商標・意匠・不正競争判例百選〔第2 版〕70 頁
(参考：外部リンク) プロフィールURL	